

都市計画変更素案について

目野都市計画道路3・4・1号甲州街道線

令和5年7月

 東京都

都市計画変更素案のあらまし

日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線（以下、日野3・4・1号線といいます。）は、立川市錦町五丁目から日野市日野を経由して、日野市さくら町に至る延長約4,410mの道路です。

これまで東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路の整備を計画的、効率的に進めるため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28（2016）年3月）を策定し、事業の推進に努めてきました。

一方、都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定しており、鋭意その整備に取り組んでいるものの、その事業量は多く、整備に時間を要します。このため、都はこれまでも、都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきました。

令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」では、第四次事業化計画の将来都市計画道路ネットワークの検証で必要性が確認された路線のうち、優先整備路線等として選定しなかった未着手の都市計画道路を対象とし、検証を行いました。

都市計画道路（事業中または優先整備路線等を除く。）のうち、概成道路※となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、道路構造条例等における現道幅員や道路構造条例以外の地域の実情による評価を行いました。

日野3・4・1号線のうち、日野3・4・12号線から日野3・4・15号線の区間（東区間）及び日野3・5・20号線から日野3・3・21号線の区間（西区間）については、道路構造条例等における現道幅員やそれ以外の地域の実情による評価を行ったところ、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上であること等が確認できたため、「計画の変更（現道合わせ）」とする区間としました。

これらのことから、計画の変更を行うこととし、都市計画変更素案をとりまとめました。

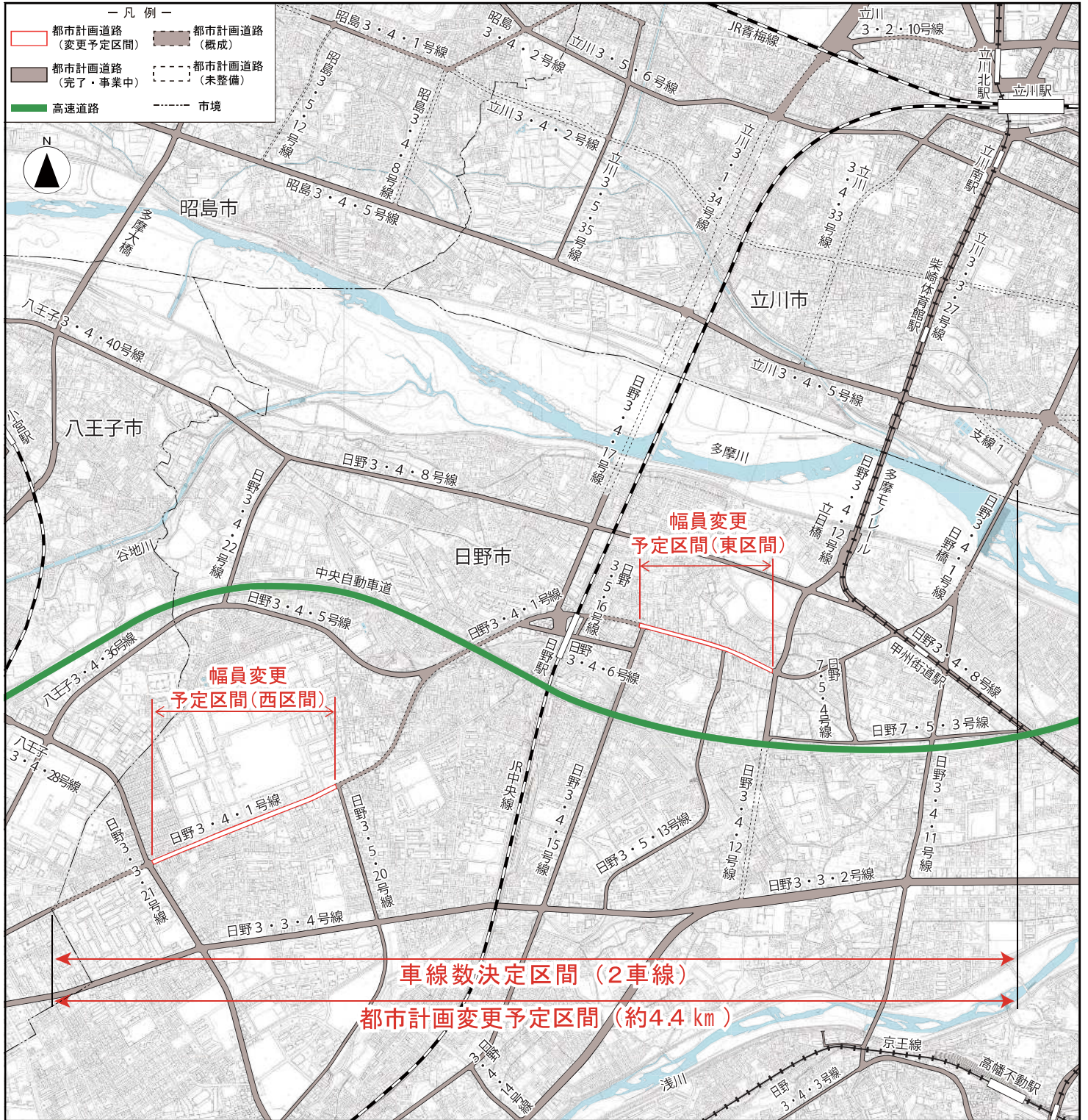
※概成道路（多摩地域の場合）…計画幅員までは完成していないが、現況幅員が8m以上の道路

都市計画変更の概要

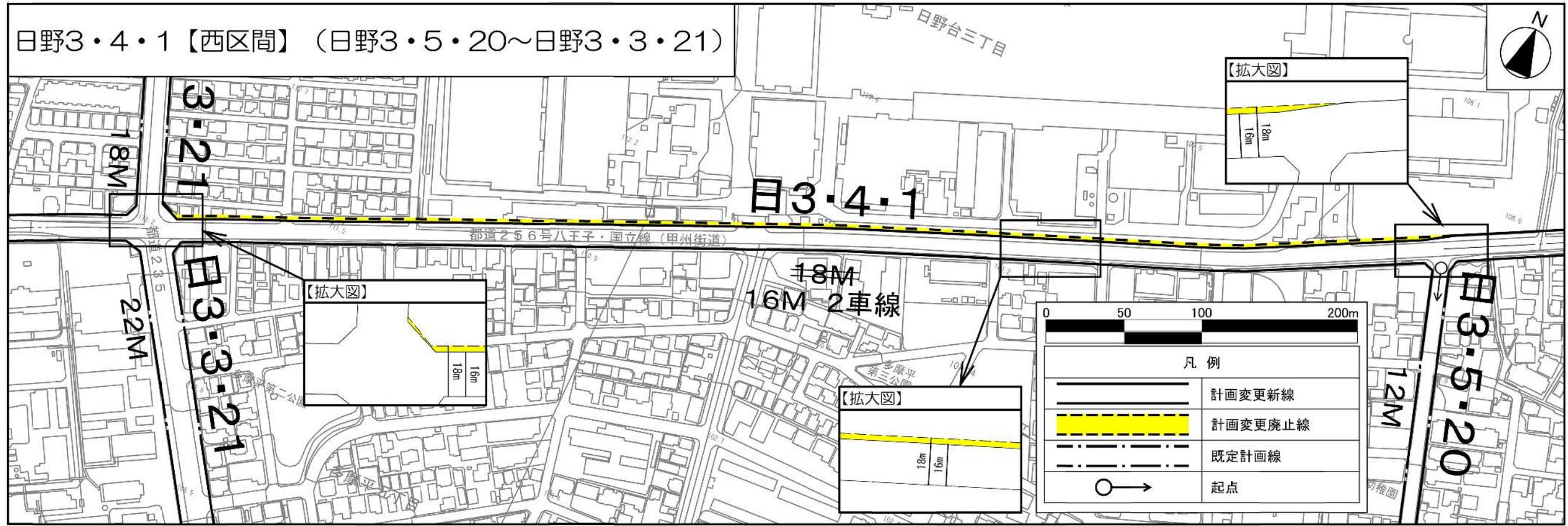
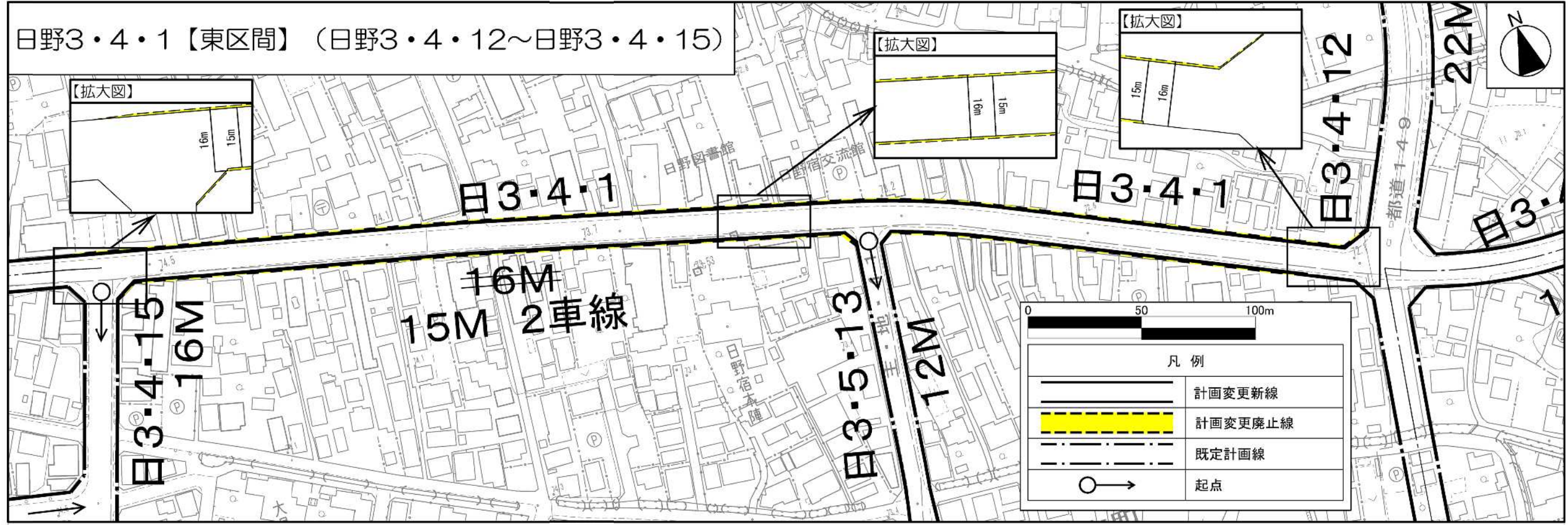
- 日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線については、日野3・4・12号線から日野3・4・15号線の区間、及び日野3・5・20号線から日野3・3・21号線の区間の幅員変更を行います。また、全線にわたり車線数を2車線に定めます。

都市計画道路名		日野都市計画道路3・4・1号甲州街道線
幅員変更区間 (東区間)	起点	日野市日野本町七丁目
	終点	日野市日野本町三丁目
	延長	約550m
	幅員	16m→15m
幅員変更区間 (西区間)	起点	日野市日野台三丁目
	終点	日野市多摩平五丁目
	延長	約820m
	幅員	18m→16m
車線数の決定		2車線

位置図



計画概要図



この地図は、国土地理院長の承認(平24国関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第489号)して作成したものです。無断複製を禁じます。
 (承認番号) 4都市基街都第130号、令和4年7月11日
 この図面は平成24年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合があります。

都市計画変更の手続の流れ

令和5年7月

都市計画変更素案の説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区市町村の住民
及び利害関係人の意見書

関係区市町村の意見

都市計画審議会

都市計画決定・告示

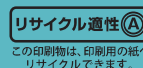
■お問合せ先

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 街路計画調整担当

電話：03-5388-3379

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第二本庁舎 11階南側



登録番号(5)7
令和5年7月発行